監査対象所属	甲府南高等学校	
監査対象期間	平成28年10月~平成	成29年7月
監査実施日	平成29年10月20	日、11月22日
監査の結果	結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(給与1)	:1)	
1) 平成29年7月に納付した健康保険料に	4付した健康保険料に	1) (発生原因の検証結果)
ついて、事業主負担分の一部が、被保険者	うの一部が、被保険者	4月に遡って標準報酬月額が変更した者に
負担分(雑部金)で納付されていた。	付されていた。	ついて、6月分の社会保険料徴収時に4月分・
		5月分を相殺して控除を行ったが、この相殺
		等の手続きにより社会保険料の算定が煩雑で
		あったことから、6月分の社会保険料支払時
		に本来、事業主負担分で支払うべき額を個人
		負担分で330円分多く支払ってしまった。
		(今後の対応策等)
		財務会計システムにおいて更正命令書を作
		成し、支出科目を更正。
		今後は、毎月実施していた雑部金受払簿の
		打ち出し、控除額及び社会保険料支払額の確
		認に加え、社会保険料の支払後の残額につい
		ても確認を行うこととし、雑部金の適切な執
		行管理に努める。

監査対象所属	甲府東高等学校	
監査対象期間	~平成	29年9月
監査実施日	平成29年12月13	Ħ
監査の結果	結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(収入1)	<b>₹</b> 1)	
1)歳入について、次のとおり収入未済があ	のとおり収入未済があ	1) (発生原因の検証結果)
った。		過年度分については、就学支援金の高校教
授業料		育課への報告額に誤りがあったため、高校教
過年度分 613,800円	Я	育課から国への交付申請額が不足していた。
平成29年度分 663,300円	300円	また、就学支援金の授業料への振替処理が
合計 先数 25件 1,277,100円	, 277, 100円	遅くなったため、報告額の誤りに気付かず交
		付決定がされ、授業料に収入未済が生じた。
		十成~9 十成ガモンv. Cは、女米なり1所 精棋大部構への動命が備へなるか目があり
		収入未済が生じた。
		(今後の対応策等)
		過年度分については、現在国からの交付決
		定待ちであり、今年度中に就学支援金の予算
		令達を受け、全額振替処理を行う予定である。
		現在は、高校教育課への報告額については
		毎月相互チェックし、令達後速やかに振替処
		理を行っている。
		また、授業料の口座振替不能が生じた場合
		は、速やかに督促を行うこととし、今後は遺
		漏のないよう適正な事務処理を行う。

の執行を行うこととする。		
用料等の各種規定を十分に確認した上で、事務		
書を許可者あて交付した。今後は、行政財産使		
平成29年11月に内部決裁後、変更指令		
(今後の対応策等)		
定規定を付け加えなかったことが原因である。	ないものがあった。	るが、規定されていないものがあった。
知していなかったため、許可指令書に使用料改	料改定の規定を付け加えることとされてい	料改定の規定を付け
行政財産使用料等の算定通達を担当者が熟	が1年を超える場合は、許可指令書に使用	が1年を超える場合
2) (発生原因の検証結果)	可において、許可期間	2) 行政財産の使用許可において、許可期間
することとする。		
は、引継時に情報を伝達することを、特に注意		
今後、年度切替時に人事異動があった場合		
内容を公有財産台帳に登録済み。		
平成29年11月に学校施設課へ報告し、		
(今後の対応策等)		
8		
報が後任者に伝わらなかったことが原因であ		
出していなかった。加えて人事異動により情		
平成28年度に行われたが、移動報告書を提	<b>いものがあった。</b>	動報告がされていないものがあった。
当該公有財産の使用許可は、前任者により	事務取扱規則第50条第2項に規定する移	事務取扱規則第50
1) (発生原因の検証結果)	1) 行政財産の使用許可において、公有財産	1) 行政財産の使用許
	産2)	<b>(指導事項)</b> 2件 (財産2)
講じた措置	治果	監査の結果
1月、12月21日	平成29年10月31	監査実施日
成29年7月	平成28年10月~平成2	監査対象期間
	甲府城西高等学校	監査対象所属

		おいて、連約金条項が単価契約のものとなっていなかった。	( <b>指導専項)</b> 1件 (契約1) 1) 単価契約である農場軽作業委託契約書に	監査の結果	監査実施日 平成	監査対象期間 平成2	監査対象所属 農物
		<b>五契約のものとな</b>	作業委託契約書に		平成29年12月13	8年9月	農林高等学校
と協議の結果、該当条文を変更する変更契約を締結した。 今後は、既契約も含め契約締結時に契約形 修毎に類似例を確認するなど、職員に周知徹 底を図り、再発防止に努める	欠いた表現であった。条文作成時に、単価契約に係る契約書の例などを確認するなどの配慮が欠けていた。 (今後の対応策等) 直ちに、修正条文案を作成し、委託先業者	平成29年度当初に、前年度の同事業の奏 託契約書の該当条項の不備に気づき、原契約 の条文を変更したところであるが、正確性を	1) (発生原因の検証結果)	講じた措置	H	~平成29年9月	

—————————————————————————————————————	のみで (今後 給与 職員が	金及い結り収定に伴う追給が、結り資金則 例月 漢職員口座に滞留し、支給が遅延していた。 が口座 有無に	1)	監査の結果	監査実施日 平成29年11月2日、12月2	監査対象期間 平成28年10月~平成29年8月	監査対象所属 白根高等学校
絡日の2日前から支給男舗やダウンロードにゅんについてはなるとは、その大きになるとは、その大きにはなっている。	のみで済ませてしまった。 (今後の対応策等) (今後の対応策等) 給与基本台帳の振込方法欄により、現金支給 職員が何名いるか予め把握しておき、その後支	例月 結 サ と 州 木 即 拠 井 当 に つい 飞 は 至 職 貝 が 口 座 横 込 で あった こ と も あ り、現 金 支 給 者 の 有無 に ついて 確認 を 怠って しまい 明細 の配布	1)(発生原因の検証結果)	講じた措置	22月	8月	

間 川 刈 外 刀 庵	<b></b>	
監査対象期間	平成28年11月~平成	成29年8月
監査実施日	平成29年11月6日	、12月25日
監査の結果	結果	講じた措置
(指導事項) 5件(収入2、給与	、2、給与2、物品1)	
1)歳入について、次のとおり収入未済があ	のとおり収入未済があ	1) (発生原因の検証結果)
った。		平成21年度まで徴収していた授業料の滞
授業料		<b>缩</b> 力。
過年度分 先数:	先数 2件 98,800円	(今後の対応策等)
		現在2名の授業料滞納者については、1度
		の納付額は少額であるが、毎月定期納付が実
		施されている。今後も、自宅への訪問による
		納付を基本に滞納整理事務の促進を図る。
		なお、監査終了日以降も上記による滞納整
		理事務を継続したところ、平成30年5月2
		2日現在、先数2件、84,800円の滞納
		額である。
2) 収入未済に係る授う	収入未済に係る授業料等滞納状況記録簿	2) (発生原因の検証結果)
は整備されていたが、	記録内容が実際の状	滞納状況記録簿への記載については、前回
況と相違していた。		の訪問記録内容を複写して、今回の訪問記録
		を作成することにより、経過がわかるように
		統一された記載をしていた。一部の記載内容
		が前回内容の複写のままになってしまい、実
		際の状況と相違してしまった。
		(今後の対応策等)
		記録内容を精査し、実際の状況と合致する
		ように記録簿を整備した。
		今後は、実際の状況を正しく記載するよう
		十分注意して記録簿を作成していく。

	4)平成28年	3 1 日まで勤					
「夜は、沢戸事務日口尽侠女によっな海点」 製計・躍製画数が満垣に	今夜は、浜町事物日口点便衣による クを徹底し、認定・確認事務が適切に るよう再発防止に努める。	下では、云 戸 事務日口点 使変による7 夕を徹底し、窓店・確認事務が適切に7 夕を徹底し、認定・確認事務が適切に7 るよう再発防止に努める。 4) (発生原因の検証結果) 臨時職員の年次有給休暇は任用から B	写像は、云町事務日口点棟衣による7 夕を徹底し、認定・確認事務が適切に行 るよう再発防止に努める。 4)(発生原因の検証結果) 臨時職員の年次有給休暇は任用から月 1日付与され、任用更新時に4日が付与	ではは、云町事毎日に小快交によるフクを徹底し、認定・確認事務が適切に行 クを徹底し、認定・確認事務が適切に行 るよう再発防止に努める。 4)(発生原因の検証結果) 臨時職員の年次者給休暇は任用から月 1日付与され、任用更新時に4日が付与 る(最大10日)。任用更新後も月毎に1	「咳は、云町事務目に点検交によるプクを徹底し、認定・確認事務が適切に行 クを徹底し、認定・確認事務が適切に行 るよう再発防止に努める。 4)(発生原因の検証結果) 臨時職員の年次有給休暇は任用から月 1日付与され、任用更新時に4日が付与 る(最大10日)。任用更新後も月毎に1 与されると誤った認識をしたために、3	「咳は、云町事場日に小快交によるプクを徹底し、認定・確認事務が適切に行 クを徹底し、認定・確認事務が適切に行 るよう再発防止に努める。 4)(発生原因の検証結果) 臨時職員の年次有給休暇は任用から月 1日付与され、任用更新時に4日が付与 る(最大10日)。任用更新後も月毎に1 与されると誤った認識をしたために、3 越えて年休が取得され、賃金が過大に支	写像は、芸計事務目に、映変によるフェックを徹底し、認定・確認事務が適切に行われるよう再発防止に努める。 4)(発生原因の検証結果) 臨時職員の年次有給休暇は任用から月毎に 1日付与され、任用更新時に4日が付与される(最大10日)。任用更新後も月毎に1日付与されると誤った認識をしたために、3日を越えて年休が取得され、賃金が過大に支給されてしまった。

物品管	則男168条に足める占有物品又人調書が
F	日子・60をいすされて十号ロルー 出生に
5)(発生)	5) 賃借物品である印刷機について、財務規
07	
請求簿る	
いて周知	
今後)	
会保険#	
は返納さ	
金を再請	
年次和	
(今後の	
れてしま	
越えて生	
かされる	取得され、資金が過大に支給されていた。

作成されていなかった。

今後の対応等) 手次有給休暇取得の内容を再度精査し、賃 と再計算して過払いとなった賃金について 互納させるとともに、賃金の返納に伴う社 承険料等についても整理した。

&は、職員に年次有給休暇取得制度につ 別知徹底を図るとともに、年次有給休暇 奪を工夫するなど適切な認定事務に努め

:原因の検証結果)

かった。 (今後の対応策等) 物品管理システムの処理手順に習得不足が あったため、占有物品受入調書が作成できな

書などを作成することにより、事務手続が適 切に行われるように努める。 占有物品受入調書を作成・整備した。 物品管理システムの処理手順を再確認し、 今後は、処理手順等を解りやすくした手引

後は制度の周知を行うとともに、授業料の未		
現在では、就学支援金制度があるので、今		
(今後の対応策等)	過年度分 先数 1件 49,300円	過年度:
30年1月10日をもって全額完済された。		授業料
債務者宅を訪問する等の督促により、平成		った。
1) (発生原因の検証結果)	1)歳入について、次のとおり収入未済があ   1)(発生原因の検証結果)	1) 歳入につ
	<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)	(指導事項)
講じた措置	監査の結果	
、12月22日	平成29年11月7日、12月22日	監査実施日
成29年8月	平成28年11月~平成29年8月	監査対象期間
	塩山高等学校	監査対象所属

収が生じないよう引き続き取り組んでいく。

がら契約書を作成する。		
含め単価契約のものになっているか確認しな		
ガス等の単価契約について、違約金条項を		
(今後の対応等)		
書を作成してしまった。		
違約金条項についての確認をしないまま契約		となっていなかった。
契約書を前年度使用のもので行ったため、	いて、違約金条項の記載が単価契約のもの	いて、違約金条項の
2) (発生原因の検証結果)	Pガス供給契約書にお	2) 単価契約であるLPガス供給契約書にお
確認を行い、指令書を交付する。		
行政財産使用料条例等の内容に沿っているか		
行政財産使用許可の指令書について、山梨県		
(今後の対応策等)		
まま、指令書を作成してしまった		
使用料の算定について (通達)」)を確認しない	よかった。	るが、規定されていなかった。
える場合の使用料改定規定の追加(「行政財産	料改定の規定を付け加えることとされてい	料改定の規定を付け
指令書の作成時に、使用許可期間が1年を超	が1年を超える場合は、許可指令書に使用	が1年を超える場合
1) (発生原因の検証結果)	可において、許可期間	1) 行政財産の使用許可において、許可期間
	<b>崔1、契約1</b> )	<b>(指導事項)</b> 2件 (財産1、契約1)
講じた措置	結果	監査の結果
、平成30年1月12日	平成29年11月8日、	監査実施日
成29年8月	平成28年10月~平成	監査対象期間
	上野原高等学校	監査対象所属

監査対象所属	都留興讓館高等学校	
監査対象期間	平成28年9月~平成29年	29年9月
監査実施日	平成29年12月20	B
監査の結果	結果	講じた措置
(指導事項) 2件(収入1、物品1)	<1、物品1)	
1) 平成29年度の行政財産使用料について、	<b>対産使用料について、</b>	1) (発生原因の検証結果)
調定が遅延していた。		移転業務等が多忙であったことや、4月に
		調定をしなければいけないという認識がなか
		ったため、調定が遅延してしまった。
		(今後の対応策等)
		今後は、業務についてスケジュール表を作
		成し、調定に限らず、業務が遅延することの
		ないよう管理していく。
2) 平成29年7月に購入した郵便切手につ	購入した郵便切手につ	2) (発生原因の検証結果)
いて、財務規則第2.	いて、財務規則第243条に規定する郵便	臨時で購入した郵便切手を郵便切手類受払
切手類受払簿に登載;	切手類受払簿に登載されていなかった。ま	簿に記載し忘れてしまった。
た、切手の購入先が	た、切手の購入先が備考欄に記載されてい	(今後の対応策等)
なかった。		適時、記載し忘れのないように郵便切手受
		払簿と郵便切手の支出命令書のチェックを行
		Ur °

監査対象所属	富士北稜高等学校	
監査対象期間 監者 実施 日	平成28年10月~平成29年	成29年8月 日、平成30年1月17日
	監査の結果	講じ
<b>(指導事項)</b> 4件(給	4件(給与2、物品2)	
<ol> <li>1) 扶養手当について、支給いたが、扶養親族簿による われていないものがあった。</li> </ol>	) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。	1) (発生原因の検証結果) 扶養手当の支給額改定により、該当職員の 手当額が増額になっていることは認識してい
		たものの、扶養親族簿への記載を失念してしまった。 (今後の対応策等)
		該当する職員の扶養手当額については再度 確認を行い 増額時期及1%手当額については再度
		無いがないことを確認した。
		今後は当制度に対する理解を深め、扶養親
2) 児童手当の消滅に係る事務手続 通知等) がかされていかかった	.係る事務手続(届出・いたかのた	2) (発生原因の検証結果) 日青王当の专診重由が消滅在齢到毒であ
(日/4 年) 2 4 0 4 6 7	4 : 9 5 + : 0 1 C o	プロデョッス指字ログ:fi或字即判は、のうたため、職権により手当の支給を終了したが、
		支給事由消滅通知書は不要と認識していたた
		め、対象者への通知書交付を怠った。児童手
		当支給事務手続について、理解が不十分であ
		った。 (今後の対応策等)
		指導後、速やかに支給事由消滅通知書を作成
		<ul><li>一、欠結布で交付した。</li><li>一、欠結布で交付した。</li><li>一、次指向に交付した。</li><li>一、次指向に交付した。</li><li>一、次には、対して、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、次には、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>一、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、のには、</li><li>・、</li></ul>
		認し、事務処理をより的確に行う。
3)公印(現金収納員印)について、	(印) について、返納手	3) (発生原因の検証結果)
続は行われていたが	続は行われていたが、保管転換手続が行わ	物品管理システムの操作に不慣れであり、
れていなかった。		かつ、山梨県公印規程に関する理解が不十分
		があったため、廃止した公印について保管 関
		換等の必要な手続が行われていなかった。 (全後の対応第等)
		指導後、速やかに山梨県公印規程に基づ
		「物品保管転換調書 (払出)」の手続を行った
		が、その後、出納局管理課の指導があり、再兵「百杯十十八十十一」、「「下八十八日」
		展「保管教療法付書」(こより当該公司を父寅) 「杉品田鉄油知書(共用)」により罪に権
		7、「多田田野道公司(20日)」では、名で、 対されている公司にしいて処理を行った。
		今後は、公印規程に基づき厳正な管理に努
		<b>&amp;</b> な。
4) 賃借物品である印刷機について、日角:60%についる。	別機について、財務規プトを表して、財務規	4) (発生原因の検証結果)
7%计析客中共壬二十二	別第108米に圧めの百角物品文人調査及以上有物に共用調査が存むなもとになる。	円型級の画画音楽が名白の活際で、皮袋規目第168条に行ぶる土世帯に引き開業計
() 占有物品的出調書	5) 占有物品払出調酬が作成されていなかった。	則第168条に定める占有物品受人調書型では、共調書の作成を集会していた。
/c.º		0、1女日間書の15及を大売していた。(今後の対応無भ)
		(一枚の名)で来事)
		指導後、速やかに当該物品の占有物品受人

監査対象所属	富士河口湖高等学校	
監査対象期間	平成28年9月~平成29年9月	29年9月
監査実施日	平成29年12月20	8
監査の結果	の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(給与1)	与1)	
1) 扶養手当の支給終。	1) 扶養手当の支給終了に係る認定について、	1) (発生原因の検証結果)
月毎の収入額が一定	月毎の収入額が一定ではないものの、パー	パート勤務が開始となった時点で年間所得
ト勤務を開始する時	ト勤務を開始する時点で所得限度額以上と	が130万円以上となることがはっきりと確
なることが見込まれたが、	たが、扶養親族として	認できなかったので、連続した3ヶ月の平均
の要件を欠く事実の	の要件を欠く事実の発生した日を勤務開始	所得が所得限度額の1/12程度(108,333円)
日とせず、3か月間	3か月間の賃金受領後としたた	以上に達した時期をもって扶養親族の要件を
め過去いっなったいた。	た。	欠くと誤認してしまった。
		(今後の対応策等)
		今回のような判断が難しい事例について
		は、所属内で内容を相互によく確認するとと
		もに、関係課にも十分確認を行い適正に事務
		処理が行えるよう努める。

監査対象所属     中央       監査対象期間     平成       監査実施日     平成       監査の結果	中央高等学校   平成28年10月~平成29年8月   平成29年11月10日、平成30年1月18日   結果	O   #
監査の	治果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)	人1)	
1)歳人について、次	1)歳入について、次のとおり収入未済があ	1) (発生原因の検証結果)
った。		5件とも督促状の発付や電話等による催告
授業料		を行ってきたが、納付に至らず、収入未済と
平成29年度分 5	先数 5件 142,155円	なった。
		(今後の対応策等)
		5件とも電話や自宅訪問による催告を継続
		して行った結果、平成30年1月12日に完
		巻となった。

監査対象所属	ひばりが丘高等学校	
監査対象期間	平成28年10月~平成29年8月	成29年8月
監査実施日	平成29年11月15	平成29年11月15日、平成30年1月24日
監査の結果	)結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(収入1)	人1)	
1) 歳入にしいれ、次	のとおり収入未済があ	1) 歳入について、次のとおり収入未済があ 1) (発生原因の検証結果)
o た。		保護者の課税証明書等が提出されず就学支
授業料		援金が認定されなかったため、現金での授業
平成29年度分 5	先数 1件 10,260円	料の納入を求めたが、納入されなかった。そ
		の後も納入が無いまま、保護者が行方不明と

の執行を徹底する。		
などを説明し、財務規則に則した適正な事務		
わり、担当教諭や旅行代理店担当者へ注意点	あった。	で支払っているものがあった。
修学旅行の事前打合せ時に事務室職員も加	出された請求書により、旅行代理店へ現金	出された請求書により
(今後の対応策等)	なかった経費を返納せず、旅行終了後に提	なかった経費を返納さ
行代理店が立替払をしてしまった。	資金前渡していたが、修学旅行中に支払わ	資金前渡していたが、
していたため資金前渡したものであるが、旅	1条第1項第5号及び第16号に基づいて	1条第1項第5号及(
店との打合せで、旅行中に直接支払うことと	場料及び駐車料金について、財務規則第7	場料及び駐車料金につ
当該経費については、担当教諭、旅行代理	切バス代、有料道路通行料、有料施設の入	切バス代、有料道路近
1) (発生原因の検証結果)	要する経費として、貸	1) 高等部修学旅行に要する経費として、
	H1)	<b>(指導事項)</b> 1件 (支出1)
講じた措置	結果	監査の結果
日、平成30年1月12日	平成29年11月7日、	監査実施日
成29年8月	平成28年10月~平成2	監査対象期間
	ろう学校	監査対象所属
月27日に納入されたところである。		
保証人にも請求を続けた結果、平成30年3		
があった。残りの3,150円についても、		
0円については、平成30年2月6日に納入		
収入未済額10,260円のうち7,11		
(今後の対応策等)		
が、収入未済となった。		
学支援金の受給決定までの間の授業料の一部		
就学支援金を受給できることとなったが、就		
なった。生徒は児童養護施設に入所したため、		

<b></b> 配	やまびこ支援学校	
監査対象期間	平成28年8月~平成29年9月	29年9月
監査実施日	平成29年12月20日	H
果時の重温	結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)	£1)	
1)代替職員の現金支給に係る給与が、給与	給に係る給与が、給与	1) (発生原因の検証結果)
資金前渡職員口座に落	資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延し	給与支給明細書等の確認不足により、現
ていた。		支給に係る給与の入金に気付かず、職員への
		支給が遅延してしまった。
		(今後の対応策等)
		給与支給明細書等により、現金支給の有無
		の確認を徹底する。

<b>相当以外</b> 乃重	<b>韭</b> 畸警祭者	
監査対象期間	平成28年8月~平成29年	29年9月
監査実施日	平成29年12月13日	ш
監査の	査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (支出1)	H1)	
1)被疑者の護送に要する経費に係	する経費に係る立替金	1) (発生原因の検証結果)
について、財務規則第80条で、	利ののなん 「ハギまー	立替払に関する職員の認識及び幹部のチェ

底した。	
の財務規則に則った支出手続について周知徹	
については、資金前渡の方法を活用するなど	
を再認識させるとともに、今後、同様の経費	替払が行われていた。
職員に対し、立替払に係る財務規則の規定	費」と規定されているが、 公務旅行前に立
(今後の対応策等)	場合に公務上支出しなければならない経
ックが不十分であったことが原因である。	行中において、緊急、かし、やむを得ない

監査対象所属	南部警察署	
監査対象期間	平成28年10月~平成29年7月	成29年7月
監査実施日	平成29年10月20日	Ħ
監査の結果	)結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(給与1)	<b>\$1</b> )	
1) 傷病休暇により月	の全日数を勤務してい	1)傷病休暇により月の全日数を勤務してい   1)(発生原因の検証結果)
ない職員に通勤手当が支給されていた。	が支給されていた。	本件原因は、人事給与システムへの入力誤
		りであり、入力後の事後確認不足により発生
		したもの。
		(今後の対応策等)
		直ちに、人事給与システムへ修正入力し、
		平成29年11月例月給与において、れい入
		処理を行った。
		担当者への指導教養を実施し、今後は手当
		の入力後に、複眼的な突合確認と、チェック
		表を活用した確実な点検を徹底し、再発防止
		に努める。

# 2 財政的援助団体等監査

- (1)監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成30年3月5日発行(山梨県公報号外第5号)山梨県監査委員告示第1号のとおり
- (2) 監査の結果に基づく措置状況

	主要ないついて、 叉田貝担仕参回いが作成されていなかった。 (本部)
新 第 番	ようだく 一番 おおり おりまり しょうしょう しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょう しょうしん しょう しょうしん しょくしん しんしん しょくしん しょくしん しょくしん しょくしん しょくしん しんしん しん
協会諸規程について理解不足 (措置の対応状況等) 監査終了後、必要書類の作成 (再発防止策)	かった。 (本部) (2)公益法人定期報告に係る納税証明書の発行
<u> </u>	精算書及び物品購入報告書が作成されていな
華	財務規程第 21 条に規定されている前渡資金
	(1) 密税証明書の請求に要する収入印紙等の購入において、資金前渡で专用されているが
(1)(2)(発生原因の検証結果)	76
	( <b>指導事項)</b> 1 支出事務において、次のとおり不備があっ
組み、継続的な意識付けに努めていく。	(双葉ふれあい文化会館)
員一人ひとりの意識改革と資質向上に取り	善されていなかった。
	延しているものがあり、前回の指導事項が改
金出納簿の確認を徹底した。	の払い込みが規定どおり行われておらず、遅
後	ったが、今回の監査においても、現金収納後
新たに財務研修や諸規定の勉強会な	り複数での確認を徹底していく。」と回答があ
	「現金の取扱いについては、現金出納簿によ
	この監査結果に基グへ措置状況において
	サングンやの恋をくないない 括道川届
	- ^ * * * * * * * * * * * * * * * * * *
*22   「相同の対応内の字) 「相同の対応内のです)	2. V 単 N 型 A N N N N N N N N N N N N N N N N N
	「右い込む」とからもの。」と発生されている。
	「日方果での衝襲を取り果ため、たの組口果でにせいこれにはなる」「詰むささだい。
諸規	収納した日のもっとも古い日を起算日として
	だし、収納した金額が3万円に達するまでは、
,た   正な運用を図るよう職員への指導を行っ	又はその翌日に払い込まなければならない。た
○日 回監査の指摘を踏まえ、再発防止に向け適	について、財務規程第17条の3に「収納の日
現金の不適切な取り扱いについては、	利用料金の現金及び森の教室の参加費の現金
iの (発生原因の検証結果)	[清] 「別の事を] 前回監査において、双葉ふれあい文化会館の
講じた措置 (又は今後の方針等)	監査の結果
11月15日	監 査 実 施 日   平成29年9月27日、28日
果 県民生活・男女参画課(公の施設管理)	所管部 (局) 課   県民生活部 生涯学習文化課

4 協会が備えるべき会計帳簿(補助簿)とし 3 財務規程第18条及び第20条において、支出 (4)委託契約書において、違約金条項が記載さ (3)公演に関する契約書において、違約金条項 (2)「生涯学習やまなし」の発行及び送付に係 (1)サテライトスクール事業業務委託契約にお 産台帳が、作成されていなかった。 て財務規程第 40 条に規定されている基本財 事務局長の決裁印が押印されていないものが 負担行為伺い及び支出伺いは事務局長の決裁 めした。 を受けなければならないと定められているが、 いて、支出負担行為伺いの起案日及び請負業 れていないものがあった。 に記載した違約金額が契約金額の 10/100 と る請書において、契約締結日が委託開始日よ 日より後の日付となっていた。 者からの見積書の日付が、契約書の委託開始 すべきところ 1/100 とされていた。 り後の日付となっていた。 (ことぶき勧学院) 契約書及び請書に、次のとおり不備があっ 払となっているものがあった。 (山梨県生涯学習推進センター) (山梨県生涯学習推進センター) (山梨県近代人物館) (ぴゅあ富士) (ぴゅあ富士) (双葉ふれあい文化会館) (ぴゅあ峡南) (双葉ふれあい文化会館) (山梨県生涯学習推進センター) (本書) (本部) 3 (発生原因の検証結果) 4 (発生原因の検証結果) 2 (発生原因の検証結果) 協会諸規程等について理解不足であっ (措置の対応状況等) (措置の対応状況等) (再発防止策) (再発防止策) (再発防止策) (再発防止策) 改革と資質向上に取り組んでいく。 強会などを実施し、職員一人ひとりの意識 事務処理に努める。財務研修や諸規定の勉 向上に取り組んでいく。 実施し、職員一人ひとりの意識改革と資質 知徹底を行った。 協会諸規程について理解不足であった。 監査終了後、決裁の印を押印した 監査終了後、基本財産台帳の作成を行っ 起案者が事務局長であったために、決裁 今後は複数でのチェックを行い、適正な 今後は財務研修や諸規定の勉強会などを 今後は財務規程を遵守するよう職員へ周 今後は適正な事務処理に努める。

し、超級に遠元する。	まれたい。
数 員間 相 互 の 第 働 に よ る 相 乗 効 果 を 創 出	への対応など、甲期計画の看実な推進に取り組
各所属の特色を出しくしも、所属を超えたは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	る優秀な人材の供給や地域社会が抱える課題
①広く3学部・研究科の教員の参加を募り、	取り組むとともに、地域の課題解決に貢献でき
	業振興や地域福祉、住民の生活・文化の向上に
体制を、引き続き実施していく。	しているところであるが、引き続き、地域の産
x制が敷けるよう、全学	現場人材の研修等の事業などを積極的に展開
条件には、以下の三箇条を掲げ、学部を超	りつつ、地域課題への対応を目指す共同研究や
共同研究・プロジェクト研究の学内公募	け、県内の企業、医療機関、団体等と連携を図
流センターを統合 つんいへ。	期目標(平成28年度~平成33年度)の達成に向
途に、 地域戦略総合センターと地域研究及	県立大学におかれては、県が示した第2期中
平成30年3月にCOC事業が終了するのを目	いる。
ている。	「地(知)の拠点」としての役割が期待されて
画及び各年度で実施する年度計画を策定し	材を育成し、地方への新しい人の流れをつくる
ため、その中期目標期間においての中期計	ため、今、地方の公立大学には、地方を担う人
は、県から示された第2期中期目標の達成の	をかけ、地方創生と地方の自立を推進していく
第2期中期日標への取り組みについて	(憲 見) 地方の人口減少と地域の活力低下に歯止め
及、官班員忙有心对し、報告を打り。	
物品及び个動産の検査結果を毎事業年 まはまたました これい	
(再発防止策) ポース・イー・アール (再発防止策)	
て、再度確認を行った。	告されていなかった。
物品及び不動産等の検査の方法につい	しなければならないと定められているが、報
(措置の対応状況等)	否を実地に確かめ、各々の管理責任者に報告
もって報告していると解していた。	施し、現品管理状況の適否及び帳簿記録の正
出当在2歳最子子により、名が出められる。 理責任者(事務局長)へ群田寺の古のちになる。	岳院住宅の米及○下製産する年院住宅・米で、各々の管理者は毎事業年度 1 回以上検査を実
2 (発生原因の検証結果) 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	2 物品及び不動産等の検査について、物品管 曲曲 4 4 6 8 4 7 7 7 重要発展 4 1 1 4 1 4 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7
	いなかった。
	ったにもかかわらず、変更申請書が提出されて
	28年12月22日~平成29年3月31日)があ
	小口現金残高が設定額を超えている時期(平成
担当者の引継ぎを確実に行い、規定に	定額 3 万円で決定された平成 24 年 3 月以降、
(再黎防止醬)	王一な子とがなない。 アメカアこれが 電
-	「おいずと手はかな神神中(上掛・車後・が命)   であっている (単一) といっている (単一) といっている (単一) できる (単一) でき
野林終了後古た戸野舟盤の樹田を行く	
(措置の対外光盤)	30 万円) の簡囲内で「小口現金財物 青年者は、
	第2項に規定されている限度額(各キャンパス
	項第4条において、会計事務取扱規程第15条
1 (発生原因の検証結果)	1 小口現金の設定額について、小口現金取扱要
	(指導事項)
講じた措置 (又は今後の方針等)	監査の結果
12月21日	監査実施日 平成29年9月14日、15日
	所管部(局)課 県民生活部 私学・科学振興課
	監査対象団体 公立大学法人 山梨県立大学

山梨

県

公

報

(指導事項)  1 経理規程施行細則第13条では「契約担当者は契約その他支出の原因となる行為をしようとするときは、支出負担行為伺いにより決裁を受けなければならない。」と定められているが、保険への加入について、保険期間終了後に決裁を受けていた。また、支出負担行為伺いで決裁を受けていた。また、支出負担行為伺いで決裁を受けていた。。(きぼうの家)	( 本 部 事 務 局) (はまなし寮) (17 目 28 日 (17 日 28 日 28 日 29 年 10 月 23 日 24 日 29 年 12 月 日 (
1 (発生原因の検証結果) 経理規程等の徹底が不十分であった。 (措置の対応状況等) 平成30年度から保険料の支出に当たっては、支出負担行為伺いにより、保険期間開始前に決裁を受けている。 (再発防止策) 他施設においても、こうしたことが発生しないよう、平成30年4月17日開催の事務担当者会議において再度徹底した。	②県民、NPO、企業、自治体等との連携により研究を行い、地域に開かれ地域と向き合う大学としての本学の対外ネットワーク形成のペースとする。 ②地域が抱える課題とその解決、地域資源の発掘や活用、地域文化の創造につながる研究を実施する。  「選生原因の検証結果」 直近2回の監査において物品納入時における検収確認の不備が指摘されたことを受け、事業団全体の問題として事務担当者の指導を行ってきた。しかし、検収を行う全ての職員に改善策の徹底が行き届いていなかったことにより、過去に問題となった施設とは別の施設において同様の指摘を受けることとなった。 (措置の対応状況等) 今回指摘を受けた施設に対し、再度、物品等の検収時の処理を徹底するとともに、該当外の施設に対しても再確認を行った。 (措置の対応状況等) 今回の指摘事項・指導事項・意見を共有し、改善策を徹底するため、項表の年4月17日に事務担当者会議の開催、内部監査の実施により、再発防止に努めていく。また、定期的な事務担当者会議の開催、内部監査の実施により、再発防止に努めていく。

		化の創造につながる	その解決、地域資源		対外ネットワーク形	1開かれ地域と向き合	目治体等との連携によ
		(もえぎ寮)	わせによる随意契約が行われていた。	100 万円以下であったことから、2 者の見積合	約を行うべきところ、単年度の支出限度額が	100 万円を超えていたため、競争入札による契	2 廃棄物処理委託契約において、予定価格が 2 (発生原因の検証結
約が認められている金額を超過してしまっ	予定価格に誤差が生じ、予定価格が随意契	ことにより、予定価格調書と当初想定した	欄に、実例価格(消費税込み)を入力した	格調書作成時、算出価格(消費税抜き)の	約での契約締結を予定していたが、予定価	当初、経理規程第67条第1号による随意契	2 (発生原因の検証結果)

(再発防止策)

認識し注意深く作成する。

を徹底していく。

契約事務に係る経理規程等の理解と実施

(措置の対応状況等)

随意契約においても、予定価格は、法人 が契約を締結する場合にあらかじめ作成す

る契約価格の基準となる価格であることを

食収益)が未収金に計上されていなかった。 平成 29 年 3 月分職員食事代(利用者等外給 (豊寿荘)

4 サテライト桃源荘の売店における食品類の 収益事業開始の届出及び収益事業の税務申告 販売は、法人税法上の収益事業に該当するが、 が行われていなかった。 (本部事務局)

|3 (発生原因の検証結果)

(措置の対応状況等) 分であったため計上漏れとなった。 決算事務において、未収金の確認が不十

計上漏れとなった平成29年3月分職員食事代については、平成29年度の利用者等外 給食収益に計上した。

ないよう未収金台帳の確認を的確に行って 平成29年度決算においては、計上漏れの (再発防止策)

4 (発生原因の検証結果)

25日より営業を開始したが、専ら施設利用 者の利便に供するための売店経営であるこ と判断した。 とから社会福祉法第26条における収益事業 には該当しなかったため、税務申告が不要 サテライト桃源荘の売店は、平成27年3月

に、税務申告等の手続きについて指導を受 担当者に今回の指導内容を伝えるととも 平成29年10月25日、甲府税務署法人税課

(措置の対応状況等)

(再発防止策)

を行う。 毎年度決算終了後に青色申告により申告

Щ
梨
県
公
報
第二
千八
八百号
平成三十
年六
八月十八
八日

かなかったことは、遺憾である。	までの監査結果が、事業団の事務改善に結び付	底されていれば再発を防げたものである。これ	査結果に対する措置状況のとおり改善策が徹	
	事務処理の適正化を図って	催、内部監査の実施により	く受け止め、定期的な事	

、事務担当者会議の開 より再発防止に努め、 っていく。

指摘事項となった事案は、過去に問題となった施設とは別の施設において認められたものであるが、事業団全体の問題として受け止めていただき、本部が統一的に指導することにより、組織として事務処理の適正化に努められた

の季、稚りっこが、筆を買予化、業量 … て、こ、C	
9 (発生原因の検証結果) 前回監査での指導を受け、院内の引 前回監査での指導を受け、院内の引 前回監査での指導内容の説明を行 、が、契約書を作成する担当まで十分厚 館 微底されていなかった。また、決裁述 のチェックも不十分であったことから、 様な指摘を受けることとなった。 (措置の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支出 決議書に指摘事項を含めたチェックリ を添付し、決裁過程で記載漏れがない の確認を行い、同様の指摘を受けることから、また、契約書の雛形を取引の相手大 また、契約書の雛形を取引の相手大 成している契約も多くあることから、 書記載事項の変更を協議していく。 書記載事項の変更を協議していく。 書記載事項の変更を協議していく。 書記載す項の変更を協議していく。	計士されていた。なお、監査日現在に至っても、  滅算してしまった。 棚卸資産の修正の発生原因が明らかにされて   (再発防止策)
9 (発生原因の検証結果)  前回監査での指導を受け、院内の事 前回監査での指導を受け、院内の事 前回監査での指導を受け、院内の事 当者の会議などで指導を対しまで十分厚 徹底されていなかった。また、決裁活 のチェックも不十分であったことから 様な指摘を受けることとなった。 (措置の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支出 決議書に指摘事項を含めたチェックリ を添付し、決裁過程で記載漏れがない の確認を行い、同様の指摘を受けることから、また、契約書の雛形を取引の相手人 成している契約も多くあることから、書記載事項の変更を協議していく。 韓  韓 1 (発生原因の検証結果) 7 1 (発生原因の検証結果) 7 1 (発生原因の検証結果)	
9 (発生原因の検証結果)  前回監査での指導を受け、院内の引 前回監査での指導を受け、院内の引 前回監査での指導を受け、院内の引 者の会議などで指導内容の説明を行 が、契約書を作成する担当まで十分が 物底されていなかった。また、決裁が が、契約書を作成するにとたった。 様な指摘を受けることとなった。 (措置の対応状況及び再発防止策)  平成30年度の新規契約分から、支出 決議書に指摘事項を含めたチェックリ を添付し、決裁過程で記載漏れがない の確認を行い、同様の指摘を受けるこ また、契約書の雛形を取引の相手力 成している契約も多くあることから、 韓 曹記載事項の変更を協議していく。 韓	
9 (発生原因の検証結果)  前回監査での指導を受け、院内の事 前回監査での指導を受け、院内の事 前回監査での指導を受け、院内の事 当者の会議などで指導内容の説明を行 が、契約書を作成する担当まで十分厚 徹底されていなかった。また、決裁追 のチェックも不十分であったことから 様な指摘を受けることとなった。 「措置の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支出 決議書に指摘事項を含めたチェックリ を添付し、決裁過程で記載漏れがない の確認を行い、同様の指摘を受けることがよう再発防止に取り組んでいく。 また、契約書の雛形を取引の相手力 成している契約も多くあることから、 韓記載事項の変更を協議していく。 韓	
9 (発生原因の検証結果) 前回監査での指導を受け、院内の事前回監査での指導を受け、院内の事当者の会議などで指導内容の説明を行が、契約書を作成する担当まで十分厚値、が、契約書を作成する担当まで十分厚値であったことから、対信置の対応状況及び再発的止策) 平成30年度の新規契約分から、支担平成30年度の新規契約分から、支担平成30年度の新規契約分から、支担中で認力に、決裁過程で記載漏れがないを議書に指摘事項を含めたチェックリーで、表述付し、決裁過程で記載漏れがない。	に関する事項が記載されていなかった。
9 (発生原因の検証結果) 前回監査での指導を受け、院内の事前回監査での指導を受け、院内の事当者の会議などで指導内容の説明を行が、契約書を作成する担当まで十分厚値、が、契約書を作成する担当まで十分厚値を立ちていなかった。また、決裁道のチェックも7 であったことから、大日間の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支圧平成30年度の新規契約分から、支圧平成30年度の新規契約分から、支圧中蔵30年度の新規契約分から、支圧中蔵30年度の新規契約分から、支圧中蔵30年度の新規契約分から、支圧中蔵30年度の新規契約分から、支圧中蔵30年度の新規契約分から、支圧・設議書に指摘事項を含めたチェックリッで、表示している契約書の維形を取りの相手力に対している契約書の維形を取引の相手力に対している契約書の維形を取引の相手力に対している契約書の維形を取引の相手力に対している契約書の維形を取引の相手力に対している契約書の維形を取引の相手力に対している契約書の維形を取引の相手力に対している契約書の維形を取引の相手力に対している契約書の報表を取引を持続している。	契約保証金の免除に関する事項及び違約金
(発生原因の検証結果) 前回監査での指導を受け、院内の引 当者の会議などで指導内容の説明を行 が、契約書を作成する担当まで十分定 が、契約書を作成する担当まで十分定 が、契約書を作成する担当まで十分定 が、契約書を作成する担当まで十分定 が、契約書を作成するも当まで十分定 が、契約書を作成することとなった。 大力ないたがない。 大力は指摘を受けることとなった。 「措置の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支出 決議書に指摘事項を含めたチェックリ を添付し、決裁過程で記載漏れがない の確認を行い、同様の指摘を受けるこないよう再発防止に取り組んでいく。 また、契約書の継形を取引の相手力成している契約も多くあることから、 書記載事項の変更を協議していく。	(3)財務会計システム運用保守業務契約書に、
(発生原因の検証結果) 前回監査での指導を受け、院内の引き者の会議などで指導内容の説明を行が、契約書を作成する担当まで十分定が、契約書を作成する担当まで十分定が、契約書を作成する担当まで十分にが成立指摘を受けることとなった。 様な指摘を受けることとなった。 様な指摘を受けることとなった。 様な指摘を受けることとなった。 様な指摘を受けることとなった。 (措置の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支出 決議書に指摘事項を含めたチェックリ を添付し、決裁過程で記載漏れがない の確認を行い、同様の指摘を受けるこ ないよう再発防止に取り組んでいく。 また、契約書の雛形を取引の相手力 成している契約も多くあることから、 書記載事項の変更を協議していく。	約金に関する事項が記載されていなかった。
(発生原因の検証結果) 前回監査での指導を受け、院内の引 当者の会議などで指導内容の説明を行 が、契約書を作成する担当まで十分定 が、契約書を作成する担当まで十分定 が、契約書を作成する担当まで十分定 が、契約書を作成する担当まで十分定 が、契約者を作成する担当まで十分定 が、契約者を作成するにとから、また、決裁述 の様にされていなかった。また、決裁述 の様にされていなが、であったことから、対 に指置の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支比 決議書に指摘事項を含めたチェックリンを流付し、決裁述程で記載満れがない。 の確認を行い、同様の指摘を受けることが高いよう再発防止に取り組んでいく。 また、契約者の維形を取引の相手力成している契約も多くあることから、書記載事項の変更を協議していく。	務委託契約書に、契約代金の支払方法及び違
第年原因の検証結果) 前回監査での指導を受け、院内の引 前回監査での指導を受け、院内の引 当者の会議などで指導内容の説明を行 が、契約書を作成する担当まで十分居 が、契約書を作成する担当まで十分居 が、契約書を作成する担当まで十分居 が、契約書を作成するもととなった。 (持置の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支出 決議書に指摘事項を含めたチェックリ を添付し、決裁過程で記載漏れがない の確認を行い、同様の指摘を受けることがら、 また、契約書の難形を取引の相手力 成している契約も多くあることから、 また、契約書の難形を取引の相手力 成している契約も多くあることから、 書記載事項の変更を協議していく。	(2)山梨県立病院看護師募集案内ツール制作業
第年原因の検証結果) 前回監査での指導を受け、院内の引動自動回監査での指導を受け、院内の引動自力を介護する担当まで十分度が、契約書を作成する担当まで十分度が、契約書を作成する担当まで十分度が、契約書を作成することとなった。 が、契約書を作成する担当まで十分度が、契約書を作成することとなった。 ではされていなかった。また、決裁追案な指摘を受けることとなった。 (措置の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支出決議書に指摘事項を息めたチェックリを添付し、決裁過程で記載編れがないの確認を行い、同様の指摘を受けるこないよう再発防止に取り組んでいく。 また、契約書の雛形を取引の相手力成している契約も多くあることから、	ていなかった。 書記載事項の変更を協議
(発生原因の検証結果) 前回監査での指導を受け、院内の事 前回監査での指導を受け、院内の事 当者の会議などで指導内容の説明を行 が、契約書を作成する担当まで十分居 が、契約書を作成する担当まで十分居 が、契約書を作成する担当まで十分居 が、契約書を作成するととなった。 (持置の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支比 決議書に指摘事項を含めたチェックリ を添付し、決裁過程で記載漏れがない の確認を行い、同様の指摘を受けるこ ないよう再発防止に取り組んでいく。 また、契約書の雛形を取引の相手力	定数量を記載する必要があったが、記載され   成している契約も多くあ
(発生原因の検証結果) 前回監査での指導を受け、院内の事前回監査での指導を受け、院内の事当の会議などで指導内容の説明を行が、契約書を作成する担当まで十分居が、契約書を作成する担当まで十分活が、契約書を作成することとなった。のチェックも不十分であったことから様な指摘を受けることとなった。(措置の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支出決議事に指摘事項を含めたチェックリを添付し、決裁過程で記載漏れがないの確認を行い、同様の指摘を受けるこないよう再発防止に取り組んでいく。	の記載がなく、また、単価契約であるため予 また、契約書の雛形を
(発生原因の検証結果) 前回監査での指導を受け、院内の事 前回監査での指導を受け、院内の事 当者の会議などで指導内容の説明を行 が、契約書を作成する担当まで十分届 が、契約書を作成する担当まで十分届 が、契約書を作成する担当まで十分届 が、契約書を作成する担当まで十分局 でいたかった。また、決裁追 のチェックも不十分であったことから、 接な指摘を受けることとなった。 (措置の対応状況及び再発防止策) 平成30年度の新規契約分から、支出 決議書に指摘事項を含めたチェックリ を添付し、決裁過程で記載漏れがない の確認を行い、同様の指摘を受けるこ	
	業廃棄物処分業務委託契約書に、契約保証金   の確認を行い、同様の指
総約書に、契約保証金の (名事項の記載がない等 指導事項とした。 (措置状況において、 で経理担当者が相互確 必要な項目等の記載のていく。」と回答があっていく。」と回答があっても、契約書の記載に (5れ、前回の指導事項が	(1)産業廃棄物収集運搬業務委託契約書及び産 を添付し、決裁過程で記
	改善されていなかった。
	次のとおり不備が認められ、前回の指導事項が   平成30年度の新規契約
	_
	不備がないよう徹底していく。」と回答があっ   様な指摘を受けることと;
の金い、どは、産の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金	認を行い、予定数量及び必要な項目等の記載の   のチェックも不十分であ
(金額)	「契約書作成担当者及び経理担当者が相互確   徹底されていなかった。
(金金)	この監査結果に基づく措置状況において、 が、契約書を作成する担
(発	不備があったことから、指導事項とした。   当者の会議などで指導内
	免除及び違約金に関する事項の記載がない等   前回監査での指導を受
	前回監査において、契約書に、契約保証金の (発生原因の検証結果)
	[指摘事項]
結果 講じた措置 (又は今後の方針等)	
9年10月10日、11日 11月29日	10日、11日 11月29
健部 医務課	所管部(局)課   福祉保健部 医務課
立行政法人 山梨県立病院機構	查 対 象 団 体 地方独立行政法人 山梨県立病院機構

2 平成 28 年度の決算報告書において、予算額 2 の一部に記載誤りがあった。また、平成 28 年度に予算の変更を行っていたが、予算差引簿の 予算額が変更後の予算額ではなく、当初の予算額のままになっていた。

### 長期未収金が次のとおり認められた。 (決算日現在)

- 中央病院 医業未収金 211,752,618 円
- ・北病院 医業未収金 16,373,938円 計 228,126,556円

を汚いたいく。

たい。

### (発生原因の検証結果)

決算報告書に記載される予算額は、当初 予算額に補正額を加減算して変更後の予算 額を算出するが、補正額の転記に誤りが もので

# (措置の対応状況及び再発防止策)

今後は変更後の予算額と理事会資料に記載された収支計算書の金額との突合を行うことで、補正額の転記が正確に行われているか確認を行っていく。

### (発生原因の検証結果)

未収金の主な発生原因として、患者本人の支払意思の欠如、家計の状況、死亡や予 の支払意思の欠如、家計の状況、死亡や予 後の不良などから診療結果に不満があり、 診療費の支払を故意にしないなどがある。 (措置の対応状況及び再発防止策)

医療未収金については、文書等で督促しているが、発生から1年が経過したものは弁護士事務所と締結している未収金回収業務委託により、引き続き未収金残額の低減を図っている。

中央病院では、平成27年6月から、初期段階での請求を強化(督促状送付:発生から1か月以内→発生から半月以内)するとともに、発生から3か月経過したものには連帯保証人にも請求を開始した。

北病院では、患者・患者家族・精神保健福祉士・事務担当者等の関係者で患者の経済状況や、支援体制について情報共有を密に行い、必要な行政サービスの申請や補助、経済状況に沿った医療費の分割納付や延長納付等の支払方法の提案や相談を随時行っている。

#### 4 **2 7**

高齢化の進展など医療を取り巻く環境の変 1 化と多様化する医療ニーズへの的確な対応が る 求められる中、病院機構におかれては、引き続き、 数命敷急、周産期母子医療、精神科敷急等 の機能を担う急性期医療の基幹病院として政策を廃療を確実に実施するとともに、地域の医療 機関との連携を一層強化するなど、県が示した第2期中期目標(平成27年度~平成31年度)の 受達成に向け、県民に信頼される質の高い医療の き 機供と経営基盤の安定化に着実に取り組まれ

山梨県から指示された中期目標を達成するため、中期計画及び年度計画に定めた事るため、中期計画及び年度計画に定めた事項の実現に引き続き努めることで、政策医療を的確に提供するとともに、山梨県内唯一の地域医療支援病院として地域の医療機関との連携強化に努めていく。

平成29年7月に発生した薬剤紛失事案を受け、山梨県に提出した改善報告書に基づき薬剤管理の強化に努めていく。

頼を裏切り不安を抱かせることのないよう、薬 剤管理の強化に努められたい。 過去に病院機構を割愛退職して県に採用さ 2

めた改善計画を着実に実施し、二度と県民の信

ては、薬剤部の入室制限などの再発防止策を定

また、中央病院における薬剤紛失事案につい

過去に病院機構を割愛退職して県に採用された元機構職員の退職金については、負担のルールが不明確であったため、県へ転籍した時点で、在籍時に引き当てた退職給付引当金を取り崩していたが、県と協議した結果、機構に在籍していた期間に相当する額を支払うこととなり、平成28年度決算において、該当職員4人の退職手当に要する経費(84,863,471円)が臨時損失として損益計算書に計上された。

多額の臨時損失は、機構の安定的な経営を阻害する要因となることから、今後、このような等の臨時損失が生じることのないよう、将来 約額の臨時損失が生じることのないよう、将来 的に負担が想定される経費について県と協識 を行い、負担方法を取り決められたい。

> 2 山梨県と病院機構の割愛職員の退職金の 取扱いについては、地方独立行政法人化時 から即文化されておらず、双方の間で検討 されたこともなかった。 日本のではに、治典などにはなれていた。

平成28年度に、派遣社員と同様な精算方式が可能か検討を始め、同年度中に方針を式が可能か検討を始め、同年度中に方針を双方で合意し、平成29年度に割受職員の退職手当に係る協定を締結した。

このため、平成28年度に地方独立行政法人移行時からの退職手当に要する経費を臨時損失として計上したが、県を退職し、病院機構に在職した割愛職員の退職金相当額は県の予算措置が間に合わず、平成29年度に臨時利益として計上することとなり、計上年度にずれが生じたため、特別損失のみの計上となった。

平成29年度以降は、割愛職員の異動を把 極し、上記協定書に基づき山梨県及び当機 構で公平な負担となるよう努めていく。

現在山梨県及び病院機構の間では、補助金及び運営費負担金により病院事業に関する経費の負担が生じている。このうち補助るについては、現在、交付要綱で臨時損失を対象とする補助事業はない。また、運営費負担金のうち退職給付引当金以外の項目については、総務省の定めた繰出基準に基づき算出されており、かつ、当該事業年度の病院事業に充当しなければならない。さらに、この度意見のあった退職給付引当金の負担方法については、既に協定を締結した。

このため、現在、山梨県及び病院機構との間で多額の臨時損失が発生したことにより、双方又はいずれかに将来負担が発生する経費はない。しかし、今後補助金の交付要綱、繰出基準の変更が行われ、将来的に負担が発生することが想定される事情が生じた場合には、双方で速やかに協議を行い、負担方法を取り決めていく。

3 現在、有形固定資産の減価償却については、3 取得価額から100分の10に相当する額を控除した価額に定額法の償却率を乗じて算出している。また、既に耐用年数を経過した償却終了後の有形固定資産の残存価額については、取得価額の5%と見積もり、その帳簿価額の総額は約 3億4,900万円となっている。

しかし、償却終了後の帳簿価額を5%として会計上の見積りを行う方法は、その時点での資産価値の実態を反映しているとは言えないため、前回監査において、表存価額を備忘価額(1円)とすることを検討されたい旨意見を述べた。

病院機構が採用している会計上の見積り方法も制度的に認められたものではあるが、医療機器は高額なものが多いことから、処分に際して多額の除却損が発生するおそれがあり、決算への影響も懸念される。

ついては、資産価値を適切に評価して経済実態を反映させることにより、病院機構の経営状態がより明確となることから、有形固定資産の残存価額の取扱いについて、改めて検討されたい。

3 公営企業型地方独立行政法人会計基準第6及び注7では、「会計処理の原則及び手続きを無期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」とされるとともに、「いったん採用した会計処理の原則及び手続きは、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各事業年度を通じて継続して適用しなければならない。」とされている。

このため、現時点では残存価額の変更を行うことは予定していないが、公益企業型地方独立行政法人会計基準の変更があった場合又は病院機構の事業内容又は病院機構を取り巻く経営環境の変化に伴い、会計方針(残存価額)の変更が病院機構の財政状態及び経営状態をより適正に表示するものであり、かつ、会計基準に照らし当該変更が近当な理由に該当するような場合などには、会計方針の変更を検討する必要があると認識している。

なお、他の地方独立行政法人がどのような償却方法を採用しているのか、定期的な調査を実施していく。

	رير		->	ω
	違していた。	職員退職手当規程に定められた計算方法と相	合退職の場合の退職手当の計算方法が、協会の	退職給付引当金の算定の基礎となる自己都 3 (発生原因の検証結果)
	£			ω
職員退職手当規程を改正する。	(措置の対応状況等)	が、規程を改正していなかった。	県の条例改正に伴い計算方法を変更した	3 (発生原因の検証結果)

程について常に確認を行っていく

県の関係条例の改正に注視し、協会の規

(5月理事会で変更)

	した。		
計事務担当者に対し適切な事務処理を指導	計事務担当		
<b>よることを徹底するとともに、会</b>	金前渡によるこ		
全職員に高速道路を利用する場合は、資	全職員に		
(措置の対応状況及び再発防止策)	(措置の対応	がマイナスで記帳されている箇所があった。	ガマイン
Lu	てしまった。	た。このため、現金出納帳において、現金残高	た。この
ため資金前渡することができず、立替払し	ため資金前	れるべきところ、立替払により支払われてい	れるべき
予定外の高速道路による旅行が発生した	予定外の	について、財務規程では資金前渡により支払わ	についる
(発生原因の検証結果)	2 (発生原因	事前に利用が予定されていた高速道路料金	2 事前(
,			
裁過程で適切なチェックが行われるよう微	裁過程で通		
するとともに、支出関係書類の決	理を指導するとと		
<b>务を行う職員に対し適切な事務処</b>	契約事務を行		
育)	(再発防止策)		
(事務処理) がないか確認した。	(事務処理		
その他の契約について、同様な記載漏れ	その他の		
5状况等)	(措置の対応状況等)		
<b>あ</b> った。	不十分であった。		
担当者の不注意と決裁過程でのチェックが	担当者の不		
たため、違約金に関する記載が漏れていた。	たため、違	った。	のがあった。
契約の相手方から示された契約書を用い	契約の相	れている違約金に関する事項の記載がないも	れている
(発生原因の検証結果)	1 (発生原因	契約書において、財務規程第15条に規定さ	1 契約書
		頁)	(指導事項)
じた措置 (又は今後の方針等)	講じた	監査の結果	
		施 日 平成 29 年 10 月 6 日	監査実
		(局) 課 農政部 畜産課	所管部 (馬
	<b>歯</b> 余	□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	監查対象

山梨県

公報

所管部(局)課 農政部 農業技術課 担い手・農地野 音 事 猫 日 平成29年10月5日	農地対策室
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
[ <b>指摘事項]</b> 前回監者において、満期保有目的の債券のう	(発牛原因の検証結果)
ち第139回長期国債について、計算誤りにより	満期までの償却月数の考え方に対し、認
・	職不足があった。 (排胃の対点状況等)
この監査結果に基づく措置状況において、	今回の指摘の対象となった国債を含め全
「再度、有価証券整理簿を精査し、償却原価	ての債券について、複数の職員で、正しい
法の計算方法を正しいものに訂正を行った。」	償却原価法の計算方法により、帳簿価額を
と回答があったが、今回の監査においても、	再評価した。
一部の長期国債の帳簿価額に償却原価法(定 類注)の計管調りがあった	(再発防止策)   合後  大名の     合後  大名の     合後  大名の
	習得など資質向上を図り、適正な処理に努
(指導事項)	1 (28 午回日)李当许田)
「職員の給料の支給については、	
の職員の例による。」と定められているが、傷	支給してしまった。
病休暇により月の全日数を勤務していない職員に承担エジボージャでアンド	
具に運動子ヨ//· 文稿でずしていた。	守回メ結した過数い方の運射+目は、目該職員から平成29年11月に返還済み。
	(再発防止策)
	担当職員は、関連する諸規程を熟知し、 再発防止に努めていく。
<ul><li>2 時価評価していた有価証券について、平成</li><li>28年度決算において評価方法を変更し償却原</li></ul>	2 (発生原因の検証結果) 担当職員が、重要な会計方針の変更にあ
価法により評価していたが、重要な会計方針 の変更の注記がされていなかった。	たることを認識していなかった。 (措置の対応状況等)
	公認会計士の指導を受け、平成29年度の
	事業報告書の注記に「平成28年度に行った 重要な会計方針の変更」を記載する。
	(再発防止策)
	今後は担当職員の会計事務に関する知識 いっぱい さない
	留海など質買回用を図るとともに、栄量に対した小器分計十の指導や色が、 適口など
	曲で数さところ

監 查 対 象 団 体   <b>山梨県住宅供給公社</b>	
所管部(局)課 県土整備部 建築住宅課	同課 住宅対策室 (公の施設管理)
監 査 実 施 日   平成29年10月18日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項)	
次のとおり、長期未収金があった。	(発生原因の検証結果)
(決算日現在)	事業未収金は、公社賃貸住宅の入居者及
事業未収金 (一般賃貸住宅管理事業未収金)	び退去者の未収家賃である。
5, 791, 918 円	その他未収金は、県営住宅入居者の退去
その他未収金 (貸借勘定関連未収金)	時の修繕費用である。過去、一括払いでき
13,713,316円	ない者に対して分割納付を認めていたが、
	住所不明になるなど回収が困難となってい
	るものである。
	(措置の対応状況等)
	長期未収金については、督促の継続など
	厳しい債権管理を行っており、こうした取
	組の結果、未収金額は減少傾向にある。
	(再発防止策)
	事業未収金については、電話、文書、訪
	問による督促及び納入誓約書の提出などに
	より、厳正な債権管理を行っていく。その
	他未収金についても、住所不明者の居住地
	などの特定に努め、粘り強く対応していく。

監査対象団体 所管部(局) 課 監査 実 施日 監査 実 施日 (指導事項) 1 6月支給の抜 象期間は12月 り、3月末決算 ち4か月分を があるが、計上 引当金に対する 用として計上す	室対象団体	: 具土整備部 都市計画課(公の施設管理) 12月21日 講じた措置(又は今後の方針等) 1 (発生原因の検証結果) 本協会の人件費の財源は県からの補助金等であり、6月支給の財末・勤勉手当については、支給日が属する年度に相当額の補助金等をいただいていることから、これまで賞与引当金の計上はしていなかった。 (措置の対応状況等) 平成29年度決算より賞与引当金を計上
なかった。		平成29年度決算より賞与引当金を計上し、またそれに対する社会保険料についても未払費用を計上する。 (再発防止策) 本協会は公益法人であることから「公益法人会計基準」に基づき適正な会計処理を行っていく。
2 法人税法上、 上しているが、 人会計で一元管	法人税法上、収益事業の退職給付引当金を計上しているが、収益事業の退職給付引当金を法上しているが、収益事業の退職給付引当金を法人会計で一元管理するとして法人税別表 4 で	2 (発生原因の検証結果) 退職給付引当金を法人会計で一元管理したことにより、収益事業会計に計上されな

4 県からの事業費補助金の補助対象事業のう 監査報告書が、添付されていなかった。 金」において、実績報告書に添付する書類と ず、未払金に計上されていた。 いて、委託業務が終了していないにもかかわら であり、結果的に未払法人税等が過少に計上さ さていた。 は、退職しておらず退職金も支給していないこ 全額を認容減算している。当該収益事業の職員 とから、法人税法上は損金に算入するのは誤り して、同補助金交付要綱第8条に定められた 「桜まつり」開催に係る委託の一部経費につ (小瀬スポーツ公園) 「クレー射撃競技練習場確保事業費補助

> (措置の対応状況等) 額損金算入してしまった。 くなったことで、法人税を算出する際、 ₩

(再発防止策) る修正申告を平成29年度末に行った。 益事業への費用配賦分のみを損金算入とす 査を行い、平成28年度に退職した職員の収 改めて退職給付引当金の内訳について精

に、職員ごとの管理を徹底していく。 人会計と収益事業等会計に計上するととも 平成29年度以降は、退職給付引当金を法

# 3 (発生原因の検証結果)

た経費(準備など)を未払金として計上し 委託業務は終了していないが、3月に発生し 算を充当している。このことから、全部の 旬に開催していることから、2事業年度の予 「桜まつり」は、毎年3月下旬から4月上

(措置の対応状況等)

(再発防止策) の設置及び点灯試験が完了した時点で、委 託料相当額を受託者に支払うことができる 経費として、核樹へライトアップ用ライト 「一部完了」の項目を設け、平成29年度の 平成30年の桜まつりは委託業務契約書に

状況になっても妥当な経費配分ができるよ 催期間が変更となることから、どのような うな契約方法を検討し、適正な会計処理を 毎年、桜の開花状況により桜まつりの開

## 4 (発生原因の検証結果)

の理解不足により、添付書類に不備が生じ 擊競技練習場確保事業費補助金交付要綱」 本協会及び補助金受給団体の「クレー射

(措置の対応状況等)

出させ、実績報告書に添付した。 に不足となっている監査報告書の写しを提 補助金受給団体「山梨県クレー射撃協会」

(再発防止策)

守することにより、事務手続きに不備のな 補助金交付要綱を正しく理解し、厳正に遵 いよう注意していく。 今後は本協会及び補助金受給団体ともに

#### (資 週

管理している。 年退職した場合には退職金支給率が増加する 要支給額から中小企業退職共済積立金を控除 え、退職給付引当金として、期末自己都合退職 ことから、その所要額として、普通預金で別途 した額を計上するとともに、勤続25年以上で定 体育協会では、将来の退職金の支払いに備

体育協会が採用している退職給付引当金の

が、将来の退職金の支払いに備え、普通預金で が

だい

なは

は

なれ

に

ない

には

は

は

なの

だった

なる 的な方法により算定した場合の差額に重要性 会計処理(簡便法)も、退職給付引当金を原則 別途管理しているのであれば、実態に合わせ て、一元的に退職給付引当金に計上することを

> 学・科学振興課、本協会が会員となってい 益法人を監督する行政庁の担当課である私 解などを確認し、適正な対応を行っていく。 る全国公益法人協会及び本協会の監事の見 意見どおりの会計処理ができるのか、公

#### **監 査 実 施 日 | 平成29年11月21日** 所管部 (局) 課 | 防災局 防災危機管理課 監查 対象 団体 | 一般时团法人 山梨県消防協会 広報活動等を行うことにより、地域社会の健 [指摘事項] 防団組織等の充実強化、消防防災思想の普及 消防協会は、県民の安全・安心のために消 監査の結果 (発生原因の検証結果) は行っていたが、6か月ごとの機器点検は任 1年ごとの総合点検及び消防署への報告 講じた措置 (又は今後の方針等)

1 回行うことが義務付けられている消防用設 備等の機器点検が、年1回しか実施されてい ているにもかかわらず、消防法で6か月に なかった。 全な発展に資することを目的として組織され

(措置の対応状況等) 意であると誤認していた。

平成30年1月に機器点検を実施した。

(再発防止策) を5月に実施する。 今後は機器点検を5月と11月に、総合点検

止に努めていく。 ことにより、情報の共有化を図り、再発防 今後は年間の点検計画を作成し周知する

#### (指導事項)

契約解除のための暴力団排除条項が記載され 消防設備等点検契約書において、記載すべき 定められているが、清掃業務請負契約書及び 基本協定書第8条に暴力団の排除について

### (発生原因の検証結果)

と考えていた。 あり信頼度が高いため、記載の必要がない 契約の相手方は公的機関との契約実績が

(措置の対応状況等)

(再発防止策) の排除及び契約の解除等を記載した。 契約変更を行い、暴力団等反社会的勢力

除に関する条項が記載されているかを確実 今後は委託契約を締結する際、暴力団排

Щ 梨

県

監査対象団体	公益財団法人 キープ協会	
所管部 (局) 課	森林環境部 みどり自然課	
監査実施日	平成29年11月14日 12月	20 ∄
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項)		
1 基本協定書第	基本協定書第11条第1項において、指定管	1 (発生原因の検証結果)
理者は、管理業	理者は、管理業務と管理業務以外の業務を区	材料費が発生するプログラムを実施する
分して経理しな	分して経理しなければならないと定められて	に当たり、材料費の取扱いについて確認の
いるが、指定管	いるが、指定管理業務として実施したプログ	上、経理区分を行ったが、伝票処理をキー
ラムの材料費の	ラムの材料費の収入(実費徴収)及び支出に	<b>プ協会として行ってしまった。このため、</b>
しいた、区分箔	ついて、区分経理が行われていなかった。こ	事業報告書収支決算上、八ヶ岳自然ふれあ
のため、事業報	のため、事業報告書の管理業務に係る収支決	いセンターの支出がゼロとなったため、プ
算において、支	算において、支出の「プログラム材料費」の	ログラム材料費の収入金額と同一金額を支
金額に収入の	金額に収入の「プログラム材料費」と同一の	出金額として報告した。
金額が記載され、	い、実際の支出金額が記載され	(再発防止策)
ていなかった。		経理区分について再度認識し、今後は適
		正な経理処理に努めていく。
2 事業報告書の	事業報告書の管理業務に係る収支決算において、雑担年ボモ山に計したもでいたか。そ	2 (発生原因の検証結果)
		度業務報告書に雑損失が計上されていな
		かった。
		(再発防止策)
		早期に決算額を積算し、雑損失が生じた
		上していく。

監査対象団体	山梨県造園建設業協同組合	
所管部 (局) 課	森林環境部 県有林課	
監査実施日	平成 29 年 9 月 26 日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項)		
健康の森遊り	健康の森遊歩道草刈業務において、次のと	(発生原因の検証結果)
おり不適切な事	おり不適切な事務処理があった。	健康の森内の遊歩道草刈業務について、
(1)直接、外部	(1) 直接、外部の業者に再委託すべきところ	短期間で多くの作業員を確保することを優
を、同一の治	を、同一の法人内で再委託した上で、外部	先したため、組合で受託し、組合員各社に
の業者に再々	の業者に再々委託していた。	手配したものであり、業務の再委託につい
(2) 再委託のす	(2) 再委託の委託料と再々委託先に支出した	て理解が不足していた。
金額に差額が	金額に差額が生じていたため、事業報告書	また、再委託の委託料について、業務内
の管理業務に	の管理業務に係る収支決算に計上された委	容が組合員の労務提供に相当すると判断
託料が、当該	託料が、当該差額分過大となっていた。	し、委託料から組合員への指導管理費を控
		除した額を再々委託料として支出したため
		差額が生じたものであり、指定管理委託料
		の使途ならびに会計管理について誤認が
		あった。

2 事業報告書の管理業務に係る収支決算において、通勤手当が人件費に計上されているにもかかわらず、その他需用費(旅費交通費)にも誤って計上されているものがあったため、通勤手当相当額が過大に計上されていた。

2

(発生原因の検証結果)

費目内訳において、給与明細の通勤手当

(御勅使南公園)

を交通費として需用費で管理していたが、収支報告書作成の際、誤って給与支払額をそのまま人件費として計上したため、通勤手当相当額が重複計上となってしまった。(措置の対応状況等) 重複計上されていた通勤手当相当額を収支報告書の「その他需用費」から削除した。

今後は通勤手当はその他需用費 (旅費交通費) に計上せず、人件費として計上することを徹底していく。

(再発防止策)

	7	( 1/2		h, .	##			ح			ΧĦ	4	37		1 0	9 64							
-																			•				
						(御勅使南公園)	とに自動更新さ	巻落  治  お  か  の  の	契約書の第13	1 ウェブサイト	(指導事項)		監査実施日	所管部 (局) 課	監査対象団体								
						でからは、1998年では、1998年では、1998年では、1998年では、1998年では、1998年では、1998年によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	とに自動更新されると定められているが、契約締結日ぶ初約書に記載されているが、契	約締結日から6か月間とし、以後6か月間ご	契約書の第13条に、委託契約の有効期間は契	ウェブサイト運用支援委託契約において、		監査の結果	平成 29 年 10 月 12 日	県土整備部 都市計画課	株式会社 富士グリーンテック								
容を付記し、検証が可能な状況で保管する。	記名捺印の際は契約日を確実に定めると ともに、特別な条件がある場合は打合せ内	製した。 (再発防止策)	年8月26日を契約締結日として契約書に記載する	ウェブサイトの運用開始日である平成16	(措置の対応状況等)	音工学者やグイスのエコの言葉の子を申り入い方。	結日を記載しないまま記名祭印し、運用開 が日が定まった後ま日付を記載オギル簿!	とする双方の事前合意はあったが、契約締	契約締結日はウェブサイトの運用開始日	1 (発生原因の検証結果)		講じた措置 (又は今後の方針等)		教育庁 スポーツ健康課	<i>b</i>		^	内容を十分に理解し、再発防止に努めてい	指定管理制度の目的ならびに基本協定の	者と直接契約し実施する。	行わず、再委託を要する業務は、外部の業	今後は同一法人である組合への再委託は	(再発防止策)

の対応を行っていく。		
2 (発生原因の検配結果) 平成26年指定管理受託以降、台風、降雨日、降雨量が増加しており、悪天候の日が頻繁に発生した結果、想定外の甚大なる売上減少を被っている。 このような状況により、資金の確保が困難なため、支払いが滞っている。 (持置の対応状況等) 平成29年3月期計上の未払いについては、支払いが完了している。 (再発防止策) ゴルフ場のコース管理の委託先は、当共同企業体の構成員であり、このような経営状況を理解していただいており、今後も支払いについては相談しながら、できる限りの対応を行っていく。	ゴルフ揚のコース管理業務委託料の平成 28年 6月分から平成 29年 3月分が、監査日現在 年 6月分から平成 29年 3月分が、監査日現在 未払となっていた。	2
1 (発生原因の検証結果) 改善計画策定の委託業務は完了していた が、当該計画に基づく取引銀行との折衝が 継続中であったため、前渡金に計上してい た。 (措置の対応状況等) 顧問税理士と検討した結果、平成30年3月 期決算に費用計上を行う。 (再発防止策) 今後は業務委託内容を十分理解し、適切 な処理を行っていく。	(指導享項) 経営改善計画策定支援業務委託に係る前渡金について、業務が完了しているため全額費用処理すべきであるが、前渡金に計上されていた。	1 <b>在</b> 金田 い
(発生原因の検証結果) 当該法令に基づく各種手続きに関して、 社員に認識がなかった。 (措置の対応状況等) 今回指摘された事案については、平成30 年2月に契約書の締結を行った。また、産業 廃棄物の処理時には産業廃棄物管理票を交付し、適切な処理を行う。 (再発防止策) 今後は当該事務処理に関連する法令に精 通し、事務処理の不備がないよう注意していく。	[指摘事項] 廃油等の産業廃棄物の処分等については、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6条の2により、書面により契約を締結し委 6条の2により、書面により契約を締結し委 託することとされているが、契約書を作成す ることなく、産業廃棄物の収集運搬の許可を 得た一般廃棄物処理業者に処分が依頼されて いた。また、同法第12条の3により、産業廃 棄物の引渡し時に交付しなければならない産 業廃棄物管理票(マニフェスト)を、交付し ていなかった。	<b>温</b> 廃の記る係い乗業と
講じた措置 (又は今後の方針等)	監査の結果	Þ
	所官部(局) 課   企業局 総務課   密格 生 梅 日   平成 59年10日3日	別官当 格
メンテナンス共同企業体	体 清里丘の公園・ニホンターフ	間上

期限	<b>△</b>	(再発	ては	本	(措置	難な	[1	上演	頻繁	末時点で未納となっていた。 用、	末までに納付すべき消費税が、平成29年3月   平	消費税の甲間網税分のうち、半成 29 年 2 月   3 (発
期限内に納付するよう努めていく。	今後納期が到来する国税等については、	(再発防止策)	ては、絶付が完了している。	平成29年3月期計上の未納消費税につい	(措置の対応状況等)	難なため、支払いが滞っている。	このような状況により、資金の確保が困	上減少や被っている。	頻繁に発生した結果、想定外の甚大なる売	日、降雨量が増加しており、悪天候の日が	平成26年指定管理受託以降、台風、降雨	(発生原因の検証結果)

梨

# 公安委員会

# 山梨県公安委員会告示第八十五号

委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。 日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 信号機の設置、車両の通行禁止、 制限その他の交通規制 (昭和四十九年山梨県公安委 (昭和三十五年山梨県公安

平成三十年六月十八日

山梨県公安委員会

員 長 赤 岡 利 行

別表第三の七〇二の項及び七〇三の項を次のように改める。

七〇三	七〇二
線スア県	線ル道県
公ル道	プ南営
園プ南	スア林
南巨摩郡早川町奈良田 南巨摩郡早川町奈良田	南アルプス市芦安芦倉 南アルプス市芦安芦倉 南アルプス市芦安芦倉 南アルプス市芦安芦倉 で、五〇〇メートル) で、夜
○を可両緊ヤ `クス路車	○。を可両緊ヤ `クス路車
除車 `急   ハシ `線両	除車 `急   ハシ `線両
く両許車 `イ   タバ (	く両許車 `イータバ(
ま一分時各の日一〇平日月〇平	ま一分時各の日一〇平日月〇平
で八か三日間ま月年成か二年成	で八か三日間ま月年成か二年成
)時ら〇五(で四一三ら二六三	)時ら〇五(で四一三ら二六三
南スル南	スル南
部 プア	プア
告示第八五号	告示第八五号
八五号	八五号
一千九月一	一年六月一

l	七
	八
	ンル士線湖士県 )ラス(富河道 イバ富士口富
	一終先山都窟六年都窟六大字船電子、 一〇〇十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
	除動電、自、車者体車、指車、軽ヤ、クスク、型ス路車 〈車池燃動電車等障、許完両下車 1 ハシ、ロマバ、線両

六二至世生(h) 六二至世生(h) 大字船津字剣丸尾六、 南都留郡富士河口湖町 ヤ `クスク `型ス路車 しハシ `ロマバ `線両 `イータバイス大バ〜 

の時日月〇平時日月〇平間ま一一年成か一一年成で七〇九三ら七〇七三

吉富 田士

七

告示第八五号 一平成三〇年六月一

別表第六の五七五の項の次に次のように加える。

別表第四の六一二の項の次に次のように加える。

六一三

線府方主 韮道要 崎甲地

(二〇メートル) 電差点西側左折導流部) 差点西側左折導流部) 甲府市桜井町六三四番

車両

甲 府

告示第八五号 一八日 一千八日

終へ西車 日 から進 東行

五七六
市道
丁字路交差点) 甲府市朝日五丁目一四
°)を軽(る北 除車付車進 く両・
終 日
甲府
告示第八五号 一八日 年六月

一、二七七

U
三国 九道 号一
四番地一先南都留郡富士河口湖町精進五一
吉富 田士
告示第八五号 一八日 平成三〇年六月

別表第三の七一八の項を次のように改める。

Щ 梨 県 公 報

九

四

市

→山

丁一梨

字先市二

<sup>昭</sup>交差点 (国道川浦

南四二、

 $\bigcirc$ 進 進車両)八二二

道番

と地

H

下

部

平

年六月 五号 年六月

□示第八五号□示第八五号

別表第三十三の

五七二の

一浦

九

四

市道

南先山進 梨

進(梨車市市

両道牧

同丘

士町

の窪

十平 字凹

丁路交差!○四番!

**汽地** 

 $\mathbb{H}$ 

F

部

平

示八成

第日三八〇

九

四

 $\overline{\bigcirc}$ 

市

両道山

同梨

士市

の丁字路交差点・南岩三富徳和六三六番地先

進

進(車市

H

F

部

平

年六月

三示第八五号|-八日| 年六日

九

元

町

道

点・東進車両)
ス富士川線と町営
南巨摩郡富士川町

町道との上海町長澤川町長澤川

十崎二

四 交ル四 差プ五

鰍沢

平

年六月

三示第八五号一八日 (年六日)

告

字南路ア

썲

八日

书
_
_
-
<i>I</i> \
/ \
•
千八百号
ш
т.
<del>-</del> -
$\vdash$
•
平式
4/-
h.
1.5
TV.
~~
_
_
_
Ι.
_
_
₩-
—
· \
-
н
П
Ι.
т^
1
一十年六月十八

別表第十 Ŧ, 五六八 Ó Æ, Ŧī. 六七 の項 ル 0) 次に次のように加える

線斐方主 早道要 川甲地

プス市徳永八三番地 五先 スル南 プア

告示第八五号 一八日 年六日 年六月

九四

几

進口方主線湖道要

西進線を開 の選集を開 の番組を開 の番組を開

町先富 首 士

門道との十字路交差点先(主要地方道河口量士河口湖町河口三、

点口

`湖.

□示第八五号□从三○年六日 三〇年六月

田富

士吉

西精· 一南

精河地

**h**. 巡

Ŧ.

町

道

北進〇南

進線番都

車と地留

両町先郡

道(富と主士

の要河

十地口

字方湖

路道町

交河河

差口口

左湖 点 精八

告示第八五号 一八日 一年六日

田富

害

〇年六月

九

巡

四国

○道 号一

四山

先梨

2(左折導流部、市三富川浦一

東八

車二

地

 $\exists$ 

部

告示第八五号 一八日 平成三〇年六月

両-

別表第十 应 0) 七三三の 項を次のように改める。

七 市進口方主三国 道線湖道要七道 精河地号一 Ŧi.

南都留郡富士河口湖町 で差点)から富士吉四 市竜ヶ丘一丁目八九八 市竜ヶ丘一丁目八九八 で差点)から富士吉田 がら富士吉田 がら富士吉田 がら富士吉田 がら富士吉田 がら富士吉田 がら富士吉田 で変差点)までの西 両会八田路河先町

0 °を①け原車 一除②ん付両 く③引・ Ŧī.

 $\bigcirc$ 

吉富 田士 五告八年平 芸宗日六 宗日六成 第 月三 八 一○

九四

六

町

道

南進二南

進線番都

車と地留

両町先郡

道へ富

と主士

の要河

十地口

字方湖

路道町

交河河

差旦旦

**汽湖六** 

"精八

告示第八五号 一八日 平成三〇年六月

田富

害

九四

七

市

道

点地富

進

一士 南先吉

重市市

両道上

同吉

士田

南芸

字五

路五

交八

差番

田富

告示第八五号 一八日 一年六日

**|** 子月

士吉

丁

別表第十六 0 七 七四 0) 頭を次 のように改め る

七七四

削

田富

別表第十六 0) 九 0)

三七 市龍 項の次に次のように加える。

九

三八

市道

進四韮 車先崎

道岡

同町

士の條

の変則交差点除南割九九四番

南地

韮崎

-平

 $\equiv$ 

年六月

ン流トス田富下田富動中 プ出 I マ西士り線士車央 ) ラC | 桂吉線(吉道自

**崇八成** 

**分第八五号** 

両

士吉 平

三示第八五号一八日○年六日 年六月

九四

八

進田ト先富

車西I(士

線流り田

と出線市

のラ富上

丁ン士暮

字プ吉地路と田一

交県西〇

差道桂二

点富ス番

・士マ地

北吉1一

田富

吉

別表第十七 0 三八六の項を次のように改め

る

三八六 市進口方主三国 道線湖道要七道 精河地号-

側西二丘かと地番湖

終 H 吉富田士

四

五. 〇

 $\bigcirc$ 

車 声

五告八年平 号示日六成 第 月三 八 一〇

頭の次に次のように加える。

梨

		-		
告示第八五号		·H	川三郷線	
平成三〇年六月一	=	甲府市高畑二丁目三番一〇号先(高	    主要地方	五七九
告示第八五号		村交差点)	崎 線 甲 府 韮	
平成三〇年六月一	_		主要地方	五七八
告示第八五号		打官プロ 多差点	- - - - -	
平成三〇年六月一	11	「所言しコ友を生ご   甲府市酒折一丁目六番一〇号先(酒	一国 是道 四 一	五七七
告示第八五号		1 7	5	
平成三〇年六月一	=	テレコ東交会点。 甲府市宝二丁目二四番七号先(光雲	<b>异</b> 国 五二	五七六
			梨選甲席山	
告示第八五号		<b>好嘗餐品ラス</b>	直主号 主要号 上方	
平成三〇年六月一	四	   甲府市中央一丁目一○番一号先(甲	一国 計道 四一	五七五
告示第八五号		ΙГ	- 5	
平成三〇年六月一	11	甲府市川田町五〇二番地一先(アリ	一国 是道 四 一	五七四
告示第八五号		新力学 非   多差点		
平成三〇年六月一	=	口てどとできま) 一甲府市桜井町九〇六番地先(山梨英	市道	五七三

#### そ 0 他

### 審理の開始

おり開始する。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条の規定による審理を次のと

平成三十年六月十八日

Щ 梨 県 収 用 委 員

会

### 起業者名称 山梨県

内から同市八代町竹居字山ノ神地内まで)並びにこれに伴う市道及び農業用用排水路二 収用事件名 基幹農道整備事業東八中央東地区(山梨県笛吹市御坂町竹居字横堰地

付替工事

平成三十年七月五日(木) 午後一時から

四 審理の場所 三 審理の期日

発行者

Ш

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

三四